

広島県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十一年三月三十日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年三月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市福富町久芳字金口一四二九番三地从先から 東広島市福富町久芳字三本松二九〇九番一地从先まで	平成二十一年三月一六日